

## 平成31年度 第8回大島町農業委員会総会議事録

平成31年度定例大島町農業委員会が、令和元年11月25日（月）午前10時より大島町3階第3会議室にて開催された。

## 1、農業委員会委員は、次の通り

- |        |        |         |        |         |
|--------|--------|---------|--------|---------|
| 1、土屋茂  | 2、春木望  | 3、五十嵐初代 | 4、小坂一雄 | 5、山本政一  |
| 6、向山吉昭 | 8、笠間隆夫 | 9、新保鐵雄  | 10、中拂晶 | 11、中村富長 |

## 2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 | 3、橋爪重徳 |
|--------|--------|--------|

## 3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 欠席無し 農地利用最適化推進委員 欠席無し

## 4、出席職員は次の通り

中田太 産業課長  
山田貴訓 農業係長  
山田美友乃 主事

## 5、付議された案件

日程第1：農地の権利移動の許可について

日程第2：大島町表彰条例に基づく被表彰候補者の推薦について

日程第3：その他

## 6、本日の書記は次の通り

主事 山田美友乃

土屋議長 それでは、平成31年度第8回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中10名、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は3名中3名参加して頂いています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。  
(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は9番委員と10番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の山田氏を指名いたします。それでは日程第1、「農地の権利移動の許可について」議案第10号を上程いたします。事務局から議案第10号の朗読及び内容の説明をお願いします。

- 事務局(山田) ご説明いたします。1Pをお開きください。申請人及び譲受人は□▲、○○、▲歳。譲渡人は□▲-▲、○○、▲歳。申請地は□▲-▲、面積は▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を有償にて取得し、野菜を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名、既存の農業機械は耕運機1台です。11月22日の現地調査には農業委員1名(五十嵐さん)推進委員1名(澤田さん)と事務局1名で行いました。次のページをご覧くださいと、申請地への案内図となっております。申請地は、□の手前の道を左折し、▲mほど進んだところで二手に分かれている道に突き当たります。そちらの突き当たりに位置しているところが申請地となります。次のページをご覧くださいと申請地の公図となります。説明は以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、3番。
- 五十嵐委員 11月22日午後2時から風雨が強かったのですが事務局(山田)さんと推進委員の澤田さんと私とご本人の4名で申請地の現地確認を行いました。申請地は四方を椿、タメ、樫、タブ等の防風林に囲まれています。雑草が少し生えていましたけど、ヤシヤを少し埋めて、その根元に明日葉を少し栽培していました。今後は主に明日葉を栽培する予定ということです。以上です。よろしくお願いいたします。
- 土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。はい、8番。
- 笠間委員 この▲-▲というのは、どういう場所ですか。凄く狭い場所ですか。地図の三角の角みたいな。
- 事務局(山田) 下から細長く繋がっているんですけど。
- 笠間委員 道路沿いにですか。
- 事務局(山田) はい。▲-▲の上まで細く繋がっています。
- 笠間委員 ▲㎡ってことは幅▲mくらいですか。
- 五十嵐委員 電柱を設置する時に拡張工事をした残りらしいです。
- 笠間委員 大島町のものになっているんですか。
- 五十嵐委員 はい。
- 笠間委員 図で見ると道路も含まれるんですか。
- 五十嵐委員 道路も含まれているかと思えます。
- 事務局(山田) 上の部分は私道です。▲-▲は○さんの雑種地です。
- 笠間委員 この写真のところに、道路の部分も含まれているでしょ。▲-▲に含まれるでしょ。道路も▲-▲なのですか。
- 事務局(山田) そうです。
- 笠間委員 これは町道として機能しているんですか。
- 事務局(山田) 町道ではなく、そこを使っている方達がいるんです。
- 五十嵐委員 右側も町道の▲-▲に含まれていると思うんですけど、本人は山道みたいになっているので、町道として均して欲しいと言っているらしいんですけど、利用している人が何人

でもないからと町に断られたと言っていました。私用地なんですけど町道のようにみんなが通っています。

- 笠間委員 極端な話、本人の意思で通行止めにもできるってことですか。
- 五十嵐委員 全部ではないんです、一部というか。
- 笠間委員 町がきちんとした方がいいですよ、町道にするなら。
- 春木委員 何人か道路として使用している人がいて仕事ができないですね。
- 笠間委員 権利はあるわけですよ、本人には。
- 春木委員 町がきちんとするべきでしょ。
- 五十嵐委員 やれないって断られたって。
- 春木委員 町が私道で通しているのではね。
- 笠間委員 好意で通しているってことになれば、いつかその好意が変わるかもしれないし。
- 五十嵐委員 私達も町道だと思って、車でいつも通っていますけど。
- 笠間委員 他の道が通れるから良いには良いんだろうけど。
- 五十嵐委員 何かおかしいって思うんですけど、全部が。
- 土屋議長 私有地だと土地の中に家があるでしょ。行き止まりで戻らないとならないような感じですよ、突き抜けていないと。
- 五十嵐委員 突き抜けて通っています、車は。
- 中村委員 その辺はやっぱり役場とはっきりしとかなないと、将来何かでてくると困るし。
- 五十嵐委員 ▲-▲と▲の間の斜線の長いところは雑種地みたいな。
- 土屋議長 こういうのは間伏に一杯あります。町が勝手に最初買って戻した土地はみんなこうなっています。町が買って農道を作って残りましたからって返してきて。
- 五十嵐委員 長いところは入らないけど、縦の小さいところは皆通っています。
- 土屋議長 この件につきましてはどうしますか。本人と話して頂きますか、それとも私達が何とかできないですよ。
- 五十嵐委員 本人が町に申請したけど、断られたと言っていました。縦の小さい方を通っている人がいるからって断られたそうです。
- 土屋議長 何人通っていても昔は道だって言われたけど、今はきちんとありますから。
- 笠間委員 町に断られたとしても農業委員会としては公道なのだからきちんとして欲しいと、意見として出した方がいいんじゃないですか。知らないでただ売買を許可しましたでは農業委員会もあまりにも無責任でことになるかもしれない。
- 土屋議長 そうなると、ここまで買ってしまった、私のものだってことになってしまうかもしれないですね。
- 笠間委員 後は町と使用者との話し合いにしてもらえば。
- 土屋議長 はい、6番。
- 向山委員 要するにこの土地はどん詰まりの土地ってことでしょ。
- 土屋議長 両方とも道です。
- 向山委員 地元の方は都合よく皆で使っているわけでしょ。だけど本人は町道にしたいと申請はしているが、町は返事してくれないわけでしょ。この土地はこの土地で譲り受けて、それ

を許可していいんじゃないですか。その後の話は本人がすればいいわけだから。どん詰まり土地だから仕方ないです。以上です。

- 土屋議長 この件につきまして他にありますか。はい、2番。
- 春木委員 私有地であっても10年、20年道路として使用していれば、通行止めにする事ができないっていつも問題になっていますよね、正式にはできないっていう。これは使っているんですよね、道があるから。
- 五十嵐委員 こっちに続くんですよ、だから私達も車が入って。
- 土屋議長 どうですか、ずっと使っているから今度は〇さんがここを道として使ってもいいですよ、ってことになれば。
- 五十嵐委員 買う人が言っています、申請しているけど使っているからと断られていると。〇さんにまた町と話し合いをしてもらうしかないんじゃないでしょうか。
- 土屋議長 そうすると町が少しだけ買うとか、町道になるのか何になるのかならないと、止められても仕方ないですよ。
- 春木委員 私道であっても長年使っている道路として認められているから。
- 土屋議長 はい、4番。
- 小坂委員 長年使っているところは、10年、20年法律があるみたいですけど、今回の場合は〇〇君に名義変更なので、今度は〇〇君がやるんだから、〇〇君になってからまだそんな10何年経っていないんだから、これから許可をおろすわけで、〇君の場合はできないかもしれないけど、〇〇君の場合は通行止めもできますよ。この間も私道を今までの持ち主は通していたんだけど、その道路を不動産屋に売って北九州でストップさせてしまったのをテレビで騒いでいました。名義変更をすればできます。
- 向山委員 所有者の権利ですからね、仕方ない。
- 土屋議長 本人が解決するという事で許可はよろしいですか。
- 小坂委員 許可はいいんですが、後は〇〇君と農業委員会から町にもきちんと町道として許可したらどうですかと言った方がいいです。金額か或いは無償で町として譲り受けるか。
- 中村委員 この分だけ〇〇君の土地が減るわけですからね。
- 土屋議長 減ります。
- 中村委員 その辺ははっきりしてもらって、支障の無いように。
- 土屋議長 農業委員会に道まで売ってもらいましたなんて言われても困りますから。これは〇君に話して町道にするか。
- 事務局(課長) ▲-▲は私道ではないですか、〇〇さん。
- 小坂委員 ▲-▲は私道で〇〇さんになっていますね。
- 笠間委員 上の十字路まで▲ってことですか。
- 小坂委員 全部私道ですね。町でも困りますね、これだけ貰っても。
- 土屋議長 こっちが行けないから町は許可しないんですか。
- 小坂委員 私道ですよ、町道ではない。農道ではないでしょ。
- 五十嵐委員 違いますね。でも皆、車で走っています。
- 中村委員 ここに道があるからね。
- 五十嵐委員 裏の道に繋がるんです。

- 土屋議長 農地ではなく、私道として許可しますか。自分で作った道ですかね。
- 五十嵐委員 分からないです。
- 土屋議長 ▲－▲なんて道がないと出られないですよ。
- 五十嵐委員 家の人が便利にしていたのかもしれない。昔の獣道みたいなものが広がっていったのかもしれない。
- 土屋議長 はい、4番。
- 小坂委員 ▲－▲が私道だとすると、この下も酒井周君の名前になっても私道として利用するより仕方ないですね。町はこれだけ持っていては仕方ない、▲－▲が町道になればいいけど。いいんじゃないですかこのまま許可して。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第10号について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、議案第10号は、原案のとおり承認いたします。続きまして、日程第2「大島町表彰条例に基づく被表彰候補者の推薦について」事務局より説明をお願いします。
- 事務局(山田) それでは説明いたします。5Pをお開きください。大島町の町政又は公益に関し、功労又は善行のあった者に対する表彰事業で、一般表彰、特別表彰、職員表彰の3種類があります。表彰者となる者の詳細につきましては、本日お配りしている大島町表彰条例に記されております。基準日は、平成31年4月1日現在となっており、推薦期限におかれましては11月29日までとなっております。委員の皆さまにつきましては、大島町農業委員会として、どなたか推薦の対象となる方がいらっしゃるかご意見を頂き、大島町へ回答したいと思います。それでは当議題のご審議の程、よろしくをお願いいたします。
- 土屋議長 この件につきまして、推薦される方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。はい、8番。
- 笠間委員 質問です。この一般表彰は農業経営主でないといけないんですか。
- 土屋議長 以前は経営主でなくても入っています。
- 笠間委員 経営していなくてもいいんですしたら、間伏の農業経営主の奥さんがずっと一緒に何十年もやっている人はどうかと思っているんですけども。間伏に限らず。
- 土屋議長 問題ないと思います。
- 笠間委員 旦那さんは受けているらしいんですけど、1人は分かるんですが、もう1人は旦那さんの名前が分からない、ここには載っていないです。間伏で2人くらいいるんですけど、推薦してもらえれば。
- 五十嵐委員 ○さんの奥さんが頑張っています。
- 笠間委員 そういう人がどうかと。
- 土屋議長 いいです、名前を挙げて頂ければ。
- 笠間委員 間伏は○○さんと○○さん。
- 五十嵐委員 ○さんの奥さん、○さん。
- 土屋議長 はい、9番。

- 新保委員 北の山で2名推薦したいと思います。1名は〇〇さん。農業を長くやられて、〇にも野菜を卸して役員もやられているので。もう1名は私の同級生なんですけど、〇〇さん。
- 小坂委員 差木地で前に〇〇さんをやって、その後やっていないんですけど、〇〇さん、〇〇さん。2名入れてください。
- 土屋議長 今、7名挙がりました。他にいますか。
- 春木委員 元町で〇〇さんの奥さんがやっていないですよ、まだ。
- 土屋議長 最初先生だったでしょ。
- 春木委員 農業やってから10何年も経っているかですね。10何年では足りないかな。
- 小坂委員 今までは農業従事者でも30年が基準でした。一応条例で決まっているわけではないけど30年を基準にして。
- 土屋議長 推進委員の方はいらっしゃいますか。後は職員表彰ですか。
- 事務局(山田) はい。
- 土屋議長 農業委員で10年以上経っている人が2名、春木さんと向山さん。
- 向山委員 私はいいです、辞退でいいです。今、13年目ですが、別に12年じゃなくてもいいんですよ、15年でも30年でも。
- 土屋議長 では農業委員からは春木さんだけでよろしいですか。
- 春木委員 資格があって貰えるんだったら貰ってくださいよ。
- 笠間委員 1人貰えて1人貰えないってことになる、何でってことになるかもしれない。
- 小坂委員 新保さんは。
- 新保委員 まだ私9年です。
- 向山委員 今期まで終われば15年になるからその時でもいいわけでしょ、12年で貰わなくても。
- 春木委員 12年で貰ったからって悪いこともないわけでしょ。
- 小坂委員 職員表彰できちんと条例どおりやっているんだから。
- 向山委員 金一封が出るとか、年金が多くなるわけではないんですよ。
- 事務局(課長) それはないと思います。
- 土屋議長 一般表彰では7名。間伏は2名、差木地は3名、北の山は2名でよろしいですか。後で調査しますから。
- 春木委員 山本さん、〇さんのお婆さんなんかは。
- 山本委員 〇さんの奥さんですか、かなり長いですね。
- 春木委員 一緒にやっているからね、30年も経っている。
- 山本委員 もう30年以上は経っていますね。
- 春木委員 地域が北の山でしょ、出してもらって。
- 土屋議長 名前は何て人ですか。
- 笠間委員 調査はどういう方法でやるんですか。
- 土屋議長 名前を出すと町の方で調査をしますから。農業委員会の枠で出してもこれが必ずしも表彰されるとは限りません。審査委員に却下される場合もあります。表彰につきましては一般表彰で農業委員会からは8名。職員表彰で1名、よろしいですね。事務局お願いします。続きまして、日程第3「その他」について、事務局より説明があります。

- 事務局(山田) 5点ございます。1点目、会長報告です。11月18日農業委員会会長、事務局で「農業会議事業・予算構想について、及び、令和2年度東京都農業会議会費について、農業委員会・農業会議提携活動の推進について」の会議へ出席してきました。短い時間でしたので主に農業会議来年度の予算が何に使われていくのか等の話がありました。会長からは何かご報告はございますか。
- 土屋議長 今言ったのと、大島で農業委員会の勉強会を東京都の農業会議に12月、1月は忙しいので、2月頃ということをお願いしてきました。後は事務局と話をさせて頂いて日程は決めて頂くということで申し込んできました。
- 事務局(山田) 連絡がつき次第、対応させていただきます。2点目、台風19号並びにその前後で発生した台風15号、17号、10月下旬の大雨等の災害義援金の募集が農業会議よりかかりました。このような災害の時に集めていらっしゃると思うのですが、こちらも被害を受けた側なんですけど、いつも通り集める方向でよろしいですか。
- 土屋議長 この件につきまして、皆さんどうですか。大島も物凄い被害を受けているんです。見舞金を出すより、今回は貰いたい方ではないかと思うんです。農業会議にそのように返答したらどうでしょうか。どうですか、皆さん。大島はけっこう農業被害を受けたので、見舞金を頂きたいという方向で農業会議に報告してください。
- 事務局(山田) 3点目、第32回島嶼農業委員会協議会表彰についてです。各島しょ農業委員会より1名の候補者を選定して頂きます。つきましては、次回の農業委員会で候補者を決めたいと思いますので、推薦する方を考えておいてください。推薦期限1月6日です。4点目、農業会議より「国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討についてのお願い」がきております。こちらも次回の農業委員会終了後までに意見をお寄せください。5点目、明日26日より行きます農業委員会視察研修ですが、会議終了後、視察研修に行かれます方は少しお残りください。お願いいたします。以上です。
- 土屋議長 32回島嶼農業委員会協議会表彰につきまして、来月の委員会までに厳しい審査があると思うんですが、皆さんありましたら。この表彰は大島では土井君とか。
- 小坂委員 誰が貰っているのか知らないです。一度私は中村さんの代わりに貰ったことがあると思うけど。
- 事務局(山田) けっこう細かく書かなくてはいけないので、断られる方が多いみたいなんですけど、誰かいましたらお願いします。
- 土屋議長 これは12月の委員会まででいいですね。
- 小坂委員 年間の総合売り上げ等の金額は関係ないですか。
- 事務局(山田) 金額も関係しております。
- 小坂委員 500万円ですか。
- 事務局(山田) 基準はないですけど、書かなくてはいけないです。
- 土屋議長 前にもその件については大体500万円くらいがいい。
- 小坂委員 税務申告しているわけなので、その書類を見せなければいけないかもしれない。もし調べるとなれば3年前から調べるから。
- 土屋議長 これは島しょだけのですか。
- 事務局(山田) はい、そうです。島しょ農業委員会代表です。

- 土屋議長 6月の島しょ大会で表彰ですから、そんなにこないと思います。
- 小坂委員 そんなに調べないですね。
- 土屋議長 大島でも前にあまり出ていないんですよね。
- 事務局(山田) 去年は出ていないそうです。
- 小坂委員 これは今までに貰った人の名簿は分からないですか。
- 土屋議長 あると思うんですけど、余りないんですよね、大島で表彰したというのは。
- 中村委員 前に〇さんが表彰された。
- 土屋議長 島しょ大会でですか。
- 中村委員 島しょ大会ではなく全国大会かな。大島が代表で表彰状を貰いに行つて、壇上に皆上がったんですけど。
- 事務局(課長) 過去について調べてみます。
- 土屋議長 あまりないと思うんです、大島の表彰は。東京都の方はあるんですよね。来月の委員会までに1名でいいですから誰か推薦してください。よろしいですか、その他何かありますか。はい、3番。
- 五十嵐委員 先日、15号台風で受けたハウスの被害状況を皆さんに調べて頂いて、ご多忙中ありがとうございました。読み上げさせていただきます。まだ町の方の調査の結果も分かっていません。これが全部というわけではないので、一応農業委員で調べた状況ということで、農業委員会だよりは載せたいと思っております。泉津地区はハウスがありません。岡田地区は鉄骨ハウス半壊3棟、一部破損3棟、ビニール全損3棟、半壊1棟、ガラス温室一部破損1棟でした。北の山地区はパイプハウス全損3棟、一部破損3棟、ビニールハウス一部破損8棟、鉄骨ハウスのガラス温室一部破損2棟です。元町地区はハウスがありませんでした。間伏地区はパイプハウス全損4棟、ビニールハウス全損24棟。差木地地区がパイプハウス全損30棟、半壊15棟、一部破損7棟、ビニールハウス全損80棟、半壊4棟、ガラス温室一部破損2棟。波浮港地区がパイプハウス全損5棟、ビニールハウス全損3棟、一部破損18棟、以上でした。よろしくお願ひします。
- 土屋議長 ありがとうございます。これは報告ですから。
- 春木委員 認定農家ではないんですけど、あるんです。〇さんというところ3棟です。
- 向山委員 今回認定農業者だけではないです、全体で調べているんでしょう。
- 春木委員 ビニール全損3棟、〇のビニール半壊1棟、追加しといてもらえますか。
- 五十嵐委員 追加します。
- 土屋議長 はい、4番。
- 小坂委員 課長にお伺ひします。15号台風の被害について、町から調査票があつたのですが、東京都の補助を利用しながら生産者組合か園芸組合か今までの山村離島事業とは別に15号、19号対策としてやってくれるというのはないですか。
- 事務局(課長) 現状をご説明しますと、東京都から入ってきている情報は山村離島の利用については今年度と来年度は利用できず、再来年の利用について来年度調査を行うと聞いています。それだと遅いように思いますし、もう少しスピーディーにということで町長の方から東京都に申し出をして頂くということで今お願ひをしているところです。山村離島以外で国の災害復旧事業で使えそうなものがあつて、更に東京都が上乘せ補助するというのが



最近東京都からきました。町もそれを利用して一部上乘せして災害復旧に充てるというようなことを今考えているのですが、東京都の補助要綱がまだ出来ていなくて、それを待っている状況です。東京都は山村離島と災害復旧の2本立てで大変なんですけど。

小坂委員 国の補助金というのはもう決まっているんですか。  
事務局(課長) はい。国の方は説明会も聞いてきましたし、大体情報は入ってきているんですが色々条件が厳しくて、例えば壊れる前のハウスの契約書を見せてほしいとか、壊れたハウスは幾らで建てたのかとか全部調べられるので、書類が揃っていないと中々受けるのが難しいです。それに合わせた都の上乗せ補助っていうのを、もしかしたら同じようなレベルで要求をされると起用できないのかなと少し不安に思っているところなんですけど。

中村委員 それは国の調査に順じて東京都もやる可能性があるんですか。それでは大変ですね。  
事務局(課長) そうなると思います。また情報が入りましたらお知らせしますので、よろしく願いします。

小坂委員 まだ直ぐってわけにはいかないですね。

中村委員 適用は来年、再来年になるってことですか。

小坂委員 山村離島は来年か再来年いっぱいってことでしょう。

事務局(課長) 再来年からようやく利用できるというところです。

中村委員 それではまた台風が来てしまいますね。

土屋議長 補助は殆どないってことになりますね。

向山委員 確かに出たくないでしょうね。

山本委員 保険かけているってこと知らなかったです。

小坂委員 保険かけてもでないですよ、幾らも。

山本委員 全損の場合は出るでしょ。

小坂委員 全損してもパイプの年数経っているやつは殆どゼロです、ビニール代分くらいですよ。ビニールだって015分まで出ない。

山本委員 015以下は出ないですか。

小坂委員 出るんですが、015のつもりでいても実際は015くらいの相場しか出ない。人工を頼んでやってもらうと持ち出しになって赤字です。

山本委員 全然使われないですね。

小坂委員 保険代は高くなって何年前から1.5倍。ビニール1枚飛ばされて請求したら全部で16万円かかったのが、実際戻ってきたのは12万円。4万円の赤字です。

土屋議長 他には何かありますか。災害の調査についてよろしいですか。はい、6番。

向山委員 台風の影響もあるんですが、例えば元JAの土地や建物が大島にいっぱいあるわけです。台風や風が吹くとトタンが飛んだり、ガラスが割れたりとか危険な噂があります。そういうのを農業委員会からか、町としてJAに何とかしてほしいと要望は出せないですか。

五十嵐委員 私も連絡しているし、他の職員も連絡しています。

向山委員 近所の人も迷惑しているんですよ。

事務局(課長) 差木地の白木建設の横の2階も何度も住民からの声が寄せられるので、その都度北の山の生産者組合を通じて八丈の方に連絡してもらっています。

五十嵐委員 ○さんにいつも言っています。

- 向山委員 又聞きではないけど、そういう手しかないですか。
- 五十嵐委員 直接電話してもいい。
- 向山委員 町か農業委員会からの話として生産者組合を通さないで、直接言った方が効き目はあるんじゃないですか。
- 五十嵐委員 写真は直接八丈へ送ったけど。
- 向山委員 かなり文句を言っている人がいます。
- 五十嵐委員 私もいつも呼ばれます。
- 向山委員 南方倉庫っていうところがあるんですよ。屋根が飛んであっちもこっちも酷いことになっています。
- 事務局(課長) 生産者組合の方で代理店ではないですけど、最初片付けとか手伝ったりしているようなんです。その関係もありますので、生産者組合を通して八丈の方に連絡してもらっているというのもあるんですけど、もちろん直接連絡してってことであれば連絡いたしますし、農業委員さんから直接ですと十分効果はあるのではないかと思います。
- 笠間委員 個人で言うより組織で交渉した方がいいですよ。
- 事務局(係長) 差木地の屋根が飛んでいる倉庫については、近々町の方で。
- 事務局(課長) 町の建物になっているので。
- 五十嵐委員 集荷所ですか。
- 事務局(係長) 集荷所は町の方で屋根の修繕入ります。情報までなんですけど、隣のスタンドは来年の夏を目途に潰すようです。
- 五十嵐委員 今足場を組んでいます。
- 事務局(係長) 生産者組合を通してガラスが割れている等の情報は入っています。
- 五十嵐委員 ○さんが鍵を持っているみたいで、私が行った時も○さんが代理で。
- 小坂委員 町の財産は差木地の集荷所だけですか。他にもありますか。
- 事務局(係長) クダッチ、間伏の集荷所、北の山の生産者組合の建物。差木地のコンクリートの建物とスタンドはJ A。空港のところには1つ建物があるんですけど、そこもJ A。
- 五十嵐委員 南方倉庫もJ Aですか。
- 事務局(係長) それも把握はしていると思います。
- 五十嵐委員 それも町ですか。
- 事務局(係長) 町ではないです。
- 五十嵐委員 元町の昔の本店もJ Aでしょ。
- 事務局(係長) J Aです。
- 土屋議長 この件につきましてはよろしいですか。係長が言ったように差木地ですとか町の土地も何ヶ所かあるということで。その他、ご意見はございますか。特にないようですので、これもちまして第8回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員